

**社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
神奈川リハビリテーション病院研究部 内部監査実施要領**

(趣 旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団神奈川リハビリテーション病院研究部（以下「研究部」）における科学研究費助成金等競争的研究費を用いた研究活動に対する内部監査(以下「監査」という。)について定めるものとする。

(目 的)

第2条 内部監査は、競争的研究費等の適正な管理のため行う。

(内部監査部門)

第3条 内部監査部門を病院管理課及び研究部主管の職にあるものとし、最高管理責任者の直轄的な組織として調査を実施するものとする。

(監査実施方法)

第4条 内部監査部門は、毎年度定期的に、事業団財務規定等に照らした会計書類の形式的要件等について、前年度の契約実績の約10%を抽出し会計書類の検査を行うとともに、購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。

2 内部監査部門は、第1項に加え、防止計画推進部署との連携を強化し、研究部の実態に即してリスク要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

3 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、研究部以外の部署との助言を活用するなど内部監査の質の向上を図る。

(監事等との連携)

第5条 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、研究部における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

(調査協力)

第6条 研究部は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」第7節1「文部科学省が実施すべき事項」(3)に掲げる調査について協力する。

(教育・啓発活動)

第7条 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用するなど周知を図り、研究部全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。